

第5節 動員及び参集

1 動員の原則

- (1) 職員の動員は、消防長（消防長に事故のあるときは、その職務の代理者）の非常招集命令に基づいて行うものとする。ただし、災害が発生して緊急やむを得ない場合は、現場指揮者の命によることができるものとする。
- (2) 職員の招集を行うときは、招集の目的、日時、場所、その他必要な事項を付して命令するものとする。
- (3) 職員に対する招集伝達は、原則として通信指令室が行う。
- (4) 招集の伝達を受けた職員は、特に集結場所を指定された場合のほかは、所属署所に参集して所属長の指示を受けるものとする。
- (5) 所属長は、招集発令後30分ごとに参集人員、氏名、可動隊数等を消防次長に即報し、後日非常招集状況報告書及び部隊編成状況により消防長に報告しなければならない。
- (6) 非常招集は、次の職員を除外する。
 - ア 休職中又は停職中の職員
 - イ 負傷又は疾病療養中の職員
 - ウ 市外への出張、出向及び派遣中の職員
 - エ 管外旅行中の職員
 - オ その他消防長が認めた職員
- (7) 本団員及び分団長への招集は消防団長と消防次長が協議して決定し、その伝達は、原則として消防総務課が行う。

2 動員基準

(1) 風水害特別配備体制発令時

市内の災害状況	体制種別	出場内容	動員職員
大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表されたとき。	第1次体制 (警戒体制)	災害警戒活動、気象情報及び被害状況の把握	消防総務課長、消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員（暴風・大雪・暴風雪の場合は、状況により職員の動員を調整す
大雨・洪水・暴風・大雪・暴風雪の警報のいずれかが発表され、かつ、災害が発生するおそれのあるとき又は発生したとき。	第2次体制 (災害警戒本部設置体制)	災害活動、被害状況の把握	第1次体制職員、消防長、消防次長、消防長の指示する職員
市内に大規模な災害の発生するおそれのあるとき又は発生したとき。 特別警報が発表されたとき。	第3次体制 (災害対策本部設置体制)	災害活動、被害状況の把握及び消防指揮本部の設置	全職員

(2) 震災特別配備体制発令時

市内の震度等	体制種別	活動内容	動員職員
震度4又は津波注意報を入手した場合 東海地震に関する調査情報（臨時）	第1次体制 （警戒体制）	災害活動、地震情報及び被害状況の把握	消防総務課長、消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員
震度5弱以上又は津波警報を入手した場合	第2次体制 （災害警戒本部設置体制）	災害活動、被害状況の把握	全職員
震度5強以上又は大津波警報を入手した場合 東海地震注意情報又は東海地震予知情報	第3次体制 （災害対策本部設置体制）	災害活動、情報収集	全職員

(3) 特殊災害特別配備体制発令時

被害程度等	体制種別	活動内容	動員職員
特殊災害の発生が予想される場合	第1次体制	災害活動、情報収集	消防総務課長、消防予防課長、警備課長、分署長、警戒要員
特殊災害が発生した場合	第2次体制	災害活動、被害状況の把握	第1次体制職員、消防長、消防次長、消防長の指示する職員
特殊災害が発生し、被害拡大の様相を呈した場合	第3次体制	災害活動、被害状況の把握及び消防指揮本部の設置	全職員

(4) 動員方法

- ア 緊急動員の必要がある場合は、所属長及び近隣在住職員を第1次、近隣在住職員以外の職員を第2次、全職員を第3次で招集する。
- イ 動員に時間的余裕のある場合は、所属長及び近隣在住職員以外の職員を第1次、近隣在住職員を第2次、全職員を第3次で招集する。
- ウ 消防長の特命による動員の場合は、その指示による。

3 警戒要員

- (1) 所属長は、災害時の消防力を増強するため、消防署非勤務職員の協力体制により警戒要員をあらかじめ指定しておくものとする。
- (2) 本署は2名、分署は1名の警戒要員を確保し、災害時の即応体制に万全を図るものとする。

4 その他

所属長は、別に定める非常招集状況報告書に基づき消防長に報告するものとする。また、別に定める部隊編成状況表を作成する。